

## 別表十二（十三）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、青色申告書を提出する法人で措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、青色申告書を提出する法人で令和4年改正前の措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合又は青色申告書を提出する法人で令和3年改正前の措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「交付金等の該当号1」の欄は、措置法第61条の2第1項に規定する交付金等が農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2各号（勸奨についての配慮）に掲げる交付金のいずれに該当するかに応じその該当号を記載します。
- 3 「(3)のうち損金経理による積立額4」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」の欄に記載し、かつ、「9」の欄の金額を同表「47」の欄に記載します。
- 4 「(3)のうち剰余金の処分による積立額5」の欄に金額の記載がある場合には、「9」の欄の金額を別表四「47」の欄に記載します。
- 5 「任意取崩し等の場合25」の欄は、措置法第61条の2第3項（第2号ロに係る部分を除きます。）の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額を記載します。
- 6 この明細書のⅡは、法人が措置法第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）又は令和7年改正前の措置法第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 7 「(3)のうち損金経理による金額32」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」の欄に記載し、かつ、「42の計」の欄の金額を同表「47」の欄に記載します。この場合において、3又は4の規定により同欄に記載することとなる金額があるときは、当該金額との合計額を同欄に記載します。
- 8 「(3)のうち剰余金の処分による金額33」の欄に金額の記載がある場合には、「42の計」の欄の金額を別表四「47」の欄に記載します。この場合において、3又は4の規定により同欄に記載することとなる金額があるときは、当該金額との合計額を同欄に記載します。